

議員提出議案第3号

葛飾区国民健康保険料の負担を軽減する福祉条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月18日

提出者 7番 おりかさ 明実 8番 木村 秀子
28番 三小田 准一 29番 中江 秀夫
31番 中村 しんご

葛飾区議会議長 筒井 たかひさ 殿

(提案理由)

国民健康保険料を軽減し、区民の福祉向上を図るため、子どもの均等割り保険料を免除するための助成金を支給する必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区国民健康保険料の負担を軽減する福祉条例

(目的)

第1条 この条例は、国民健康保険料（以下「保険料」という。）を負担する者のうち、子どもの均等割り保険料（保険料の賦課額のうち、18歳未満の被保険者に係る被保険者均等割額をいう。以下同じ。）を免除するための助成金を支給することにより、区民の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成金の対象者は、葛飾区国民健康保険に加入する被保険者の属する世帯のうち、子どもの均等割り保険料を負担している世帯主とする。ただし、当該世帯主が現に保険料を滞納しているときは、保険料の納付に関する相談を受けなければならない。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、子どもの均等割り保険料の額とする。

(支給の申請及び決定)

第4条 助成金の支給を受けようとする者は、葛飾区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより葛飾区長（以下「区長」という。）に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その受給資格の有無を審査の上、支給の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。